

陸上自衛隊函館駐屯地業務隊長から、亀田射撃場の使用について、次のとおり通知があった。

令和８年１０月８日

函館市長 大 泉 潤

１ 使用場所

陸上自衛隊亀田射撃場（函館市東山町１２２番地の１）

２ 使用日時

（１）使用する日

令和８年１０月９日，１０月１９日から１０月２３日までおよび
１０月２６日から１０月３０日まで

（２）使用する時間

午前８時から午後５時まで